

「経済財政運営と改革の基本方針2019」 等について

○ 「経済財政運営と改革の基本方針2019」について	1
○ 「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・令和元年度革新的 事業活動に関する実行計画」について	4
○ 「規制改革実施計画」について	9

「経済財政運営と改革の基本方針2019」について

経済財政諮問会議について

【所掌事務】

- (1) 内閣総理大臣の諮問に応じて、経済全般の運営の基本方針、財政運営の基本、予算編成の基本方針その他の経済財政政策に関する重要事項についての調査審議
- (2) 内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じて、国土形成計画法に規定する全国計画その他の経済財政政策に関連する重要事項について、経済全般の見地から政策の一貫性・整合性を確保するための調査審議
- (3) 上記(1)(2)について、内閣総理大臣等に意見を述べること
(経済財政諮問会議令(平成12年政令第257号))

【委員名簿】

議長	安倍 晋三	内閣総理大臣
	麻生 太郎	副総理 兼 財務大臣
	菅 義偉	内閣官房長官
	茂木 敏充	内閣府特命担当大臣(経済財政政策) 兼 経済再生担当大臣
	石田 真敏	総務大臣
	世耕 弘成	経済産業大臣
	黒田 東彦	日本銀行総裁
	竹森 俊平	慶應義塾大学経済学部教授
	中西 宏明	株式会社日立製作所 取締役会長 兼 執行役
	新浪 剛史	サントリーホールディングス株式会社 代表取締役社長
	柳川 範之	東京大学大学院経済学研究科教授



令和元年6月21日付けで内閣総理大臣から当面の経済財政運営と改革の基本方針の在り方について経済財政諮問会議に諮問がなされ、それに対する答申として「経済財政運営と改革の基本方針2019」を決定し、政府として閣議決定。

経済財政運営と改革の基本方針2019(令和元年6月21日閣議決定)

(労働条件分科会に関係する部分抜粋)

第2章 Society 5.0時代にふさわしい仕組みづくり

2. 人づくり革命、働き方改革、所得向上策の推進

一人一人の人材の質を高めるとともに、人生100年時代に向けて誰もが生きがいを感じてその能力を思う存分に発揮できる社会を構築するため、「人づくり革命」と「働き方改革」を推進する。また、Society 5.0時代のニーズに合わせて、従来の型にはまった教育システムを複線型に転換するなど、多様性を追求できる仕組みに改革する。あわせて、成長と分配の好循環を継続・拡大させるため、就職氷河期世代の人々が安定的に就労するなど社会への参画機会を拡大する仕組みを構築するとともに、最低賃金の上昇を実現する。

(2)働き方改革の推進

育児や介護など一人一人の事情に応じた多様な働き方を選択でき、誰もがその能力を思う存分発揮できる一億総活躍社会の実現に向けて、働き方改革を推進する。

働き方改革関連法³⁷については、36協定でも超えてはならない罰則付きの時間外労働の上限規制等による長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、同一労働同一賃金の導入など雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保を着実に推進すべく、円滑な施行を進める。

このため、ワンストップの相談窓口である「働き方改革推進支援センター」³⁸において、引き続き、中小企業支援機関とも連携しつつ、企業への相談支援を行うとともに、中小企業・小規模事業者の労働法制に対する理解を深めるため、今般の労働制度改革の内容をはじめ、労働法制の周知徹底を図る。

一方で、引き続き、時間外労働の上限規制の適用が猶予される業務³⁹については、その業務特有の事情を踏まえ、きめ細かな取組を省庁横断的に実施して労働時間の短縮を図り、上限規制の適用に向けた環境整備を着実に進める。

働き方改革の実現及び定着に向けて、中小企業支援機関の相談体制の強化や、生産性向上に資する一層の設備投資・IT導入など生産性向上に取り組む中小企業・小規模事業者への支援に取り組む。大企業における働き方改革のしわ寄せにより、中小企業・小規模事業者の働き方改革や賃上げが妨げられることのないよう、適正なコストを負担しない短納期発注の抑制などの取引上の配慮について産業界に対して、改善に向けた要請や指導を行うとともに、取引関係の実態把握に努めるほか、取引条件の改善に向け、下請取引対策の強化に積極的に取り組む。

子育て、介護、治療など様々な事情に応じて、柔軟に休暇を取得できるよう、民間企業において、1時間単位で年次有給休暇を取得する取組を推進する。また、介護休暇制度については、現行では半日単位の取得しか認められていないため、1時間単位の取得が可能となるよう、必要な法令の見直しを行う。

地域の実情に即した働き方改革を進めるため、「地方版政労使会議」等を活用し、地方自治体、労使その他の関係者間の連携体制を整備する。

³⁷ 働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）。

³⁸ 全国47都道府県に設置。働き方改革推進支援センターでは、営利企業以外の社会福祉法人等の相談にも対応する。

³⁹ ①自動車運送事業については、生産性の向上や働きやすい労働環境の実現を目指した「ホワイト物流」推進運動の展開など、働き方改革の実現に向けた政府行動計画を着実に実施する。②建設業については、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第30号）及び公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第35号）の趣旨を踏まえ、工期の適正化による長時間労働の是正や社会保険加入の要件化などの処遇改善を図る。③医師については、医師の働き方改革に関する検討会の報告書（平成31年3月28日）を踏まえつつ、医療機関に対する勤務環境改善支援などの総合的な対策を実施する。④鹿児島県及び沖縄県における砂糖製造業については、人材確保、省力化等に対する支援を実施する。

「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・
令和元年度革新的事業活動に関する実行計画」
について

日本経済再生本部について

【趣旨】

我が国経済の再生に向けて、経済財政諮問会議との連携の下、円高・デフレから脱却し強い経済を取り戻すため、政府一体となって、必要な経済対策を講じるとともに成長戦略を実現することを目的として、内閣に、これらの企画及び立案並びに総合調整を担う司令塔となる日本経済再生本部を設置する。（日本経済再生本部の設置について（平成24年12月26日閣議決定）抜粋）

【委員名簿】

（本部長）

安倍 晋三 内閣総理大臣

（本部長代理）

麻生 太郎 副総理、財務大臣、内閣府特命担当大臣、デフレ脱却担当

（副本部長）

菅 義偉 内閣官房長官、沖縄基地負担軽減担当、拉致問題担当

茂木 敏充 経済再生担当、全世代型社会保障改革担当、内閣府特命担当大臣

（本部員）

石田 真敏 総務大臣、内閣府特命担当大臣

山下 貴司 法務大臣

河野 太郎 外務大臣

柴山 昌彦 文部科学大臣、教育再生担当

根本 匠 厚生労働大臣、働き方改革担当

吉川 貴盛
世耕 弘成

農林水産大臣
経済産業大臣、産業競争力担当、国際博覧会担当、ロシア経済分野協力担当、原子力経済被害担当、内閣府特命担当大臣

石井 啓一
原田 義昭
岩屋 毅
渡辺 博道
山本 順三

国土交通大臣、水循環政策担当
環境大臣、内閣府特命担当大臣
防衛大臣
復興大臣、福島原発事故再生総括担当
国家公安委員会委員長、国土強靱化担当、内閣府特命担当大臣

宮腰 光寛

一億総活躍担当、行政改革担当、国家公務員制度担当、領土問題担当、内閣府特命担当大臣

平井 卓也

情報通信技術（IT）政策担当、内閣府特命担当大臣

片山 さつき

内閣府特命担当大臣、女性活躍担当、まち・ひと・しごと創生担当

鈴木 俊一

東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会担当

未来投資会議について

【趣旨】

日本経済再生本部の下、第4次産業革命をはじめとする将来の成長に資する分野における大胆な投資を官民連携して進め、「未来への投資」の拡大に向けた成長戦略と構造改革の加速化を図るため、産業競争力会議及び未来投資に向けた官民対話を発展的に統合した成長戦略の司令塔として、未来投資会議(以下「会議」という。)を開催する。会議は、「日本再興戦略2016」(平成28年6月2日閣議決定)における「第4次産業革命官民会議」の役割も果たす。(未来投資会議の開催について(平成28年9月9日日本経済再生本部決定)抜粋)

【委員名簿】

(議長)

安倍 晋三 内閣総理大臣

(議長代理)

麻生 太郎 副総理

(副議長)

茂木 敏充 経済再生担当大臣兼 内閣府特命担当大臣
(経済財政政策)

菅 義偉 内閣官房長官

世耕 弘成 経済産業大臣

(議員)

石田 真敏 総務大臣

柴山 昌彦 文部科学大臣

根本 匠 厚生労働大臣

平井 卓也 内閣府特命担当大臣(科学技術政策)

片山 さつき 内閣府特命担当大臣(規制改革)

金丸 恭文 フューチャー株式会社代表取締役会長兼社長 グループCEO

五神 真 東京大学総長

櫻田 謙悟 SOMPO ホールディングス株式会社
グループCEO 代表取締役社長 社長執行役員

志賀 俊之 株式会社 INCJ 代表取締役会長、
日産自動車株式会社 取締役

竹中 平蔵 東洋大学教授、慶應義塾大学名誉教授

中西 宏明 一般社団法人日本経済団体連合会会長、

株式会社日立製作所取締役会長 執行役

南場 智子 株式会社ディー・エヌ・エー代表取締役会長

成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・令和元年度革新的事業活動に関する 実行計画(令和元年6月21日閣議決定)(労働条件分科会に係る部分抜粋)

「成長戦略実行計画」

第1章 基本的考え方

(4)人の変革

③兼業・副業の拡大

副業を希望する者は、近年増加傾向にあるものの、他方、実際に副業がある者の数は、横ばい傾向である(図11)。

本業の企業の付加価値の創出・獲得との関係でも、「医療・福祉」を除いて、本業とは異なる業種での副業を行う者が多く、本業の企業にとっては、多様な経験を積む機会となっている(図12)。

図11. 副業がある者、希望する者の推移

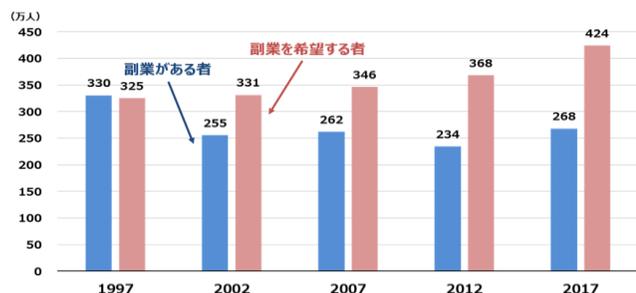
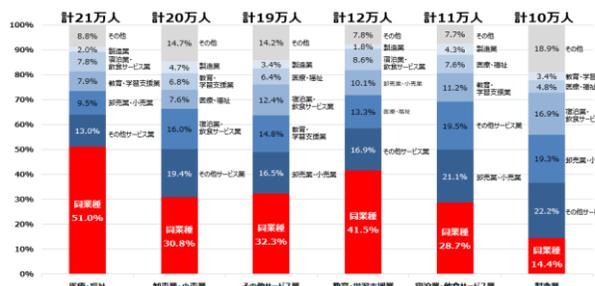


図12. 業種別における副業の業種の割合



また、副業を行うことにより、9割の副業者が本業への意識が高まった、又は変わらないと回答し、さらに、2割の副業者は本業へのモチベーション等が高まっていると回答している状況にある(図13)。

実際、思考・分析といった高度人材では、副業をしている人が、そうでない人よりも本業での賃金が36%高くなっている(図14)。このことは、企業の境界を低くし、高度人材の従業員に兼職させることで、本業の価値が高まることを示唆している。

また、どの国でも、企業を出て起業を行うことにはリスクが伴うが、このリスクを減減させるため、海外では、新たな起業を行うとき、過半は兼業で起こしている(図15)。

図13. 副業による本業への影響

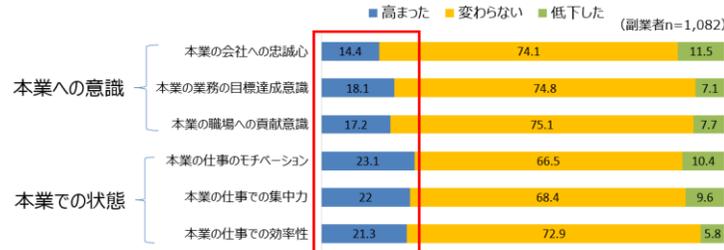


図14. 副業経験が本業の賃金に与える影響

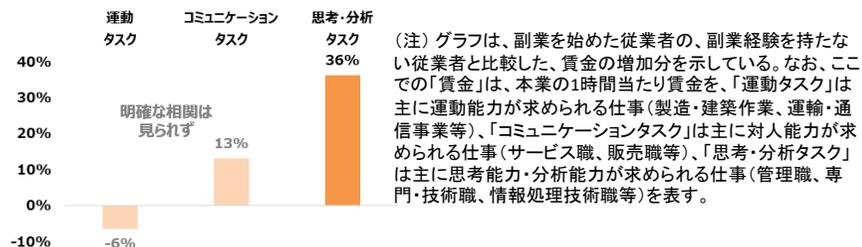
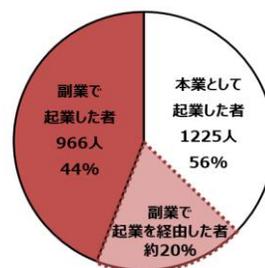


図15. スウェーデンのハイテク産業の起業家の内訳



(注) スウェーデンではハイテク産業の起業家のうち、4割が副業で起業している。また、2割は副業の起業後に本業になった者である。

兼業・副業の拡大は、所得の増加に加え、スキルや経験の獲得を通じた、本業へのフィードバックや、人生100年時代の中で将来的に職業上別の選択肢への移行・準備も可能とする。労働時間・健康管理についての懸念に対応するため、課題の論点整理を加速するとともに、兼業・副業について規定したモデル就業規則等の普及促進や取組事例の展開等により、希望する者が、兼業・副業が可能となる環境を整備する必要がある。さらに、兼業・副業を通じた起業の促進も図る必要がある。

成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・令和元年度革新的事業活動に関する 実行計画(令和元年6月21日閣議決定) (労働条件分科会に係る部分抜粋)

「成長戦略フォローアップ」

I. Society5.0の実現

2. フィンテック／金融分野

(2)新たに講ずべき具体的施策

iv)金・商流連携等に向けたインフラの整備

・賃金支払について、給与受取側のニーズやキャッシュレス社会実現に向けた要請を踏まえ、賃金の確実な支払等の労働者保護が図られるよう、資金移動業者が破綻した場合に十分な額が早期に労働者に支払われる保険等の制度の設計が具体化されることを前提に、資金移動業者の口座への賃金の支払を可能とすることについて、労使団体と協議の上、2019年度、できるだけ早期に制度化を図る。その際、併せて、諸外国の事例も参考にしつつ、マネーロンダリング等についてリスクに応じたモニタリングを行う。

II. 全世代型社会保障への改革

2. 中途採用・経験者採用の促進

(2)新たに講ずべき具体的施策

iii)主体的なキャリア形成を支える労働市場のインフラ整備

・解雇無効時の金銭救済制度について、可能な限り速やかに、法技術的な論点についての専門的な検討を行い、その結果も踏まえて、労働政策審議会の最終的な結論を得て、所要の制度的措置を講ずる。

3. 多様で柔軟な働き方の拡大

(2)新たに講ずべき具体的施策

i)多様で柔軟な働き方の拡大

① 副業・兼業の促進

・長時間労働の抑制や労働者の健康確保に留意しつつ、副業・兼業の普及促進を図る。ガイドライン及び改定した「モデル就業規則」の周知に努めるとともに、検討会における健康確保の充実と実効性のある労働時間管理の在り方についての検討を加速し、2019年中に結論を得る。その上で労働政策審議会において議論を開始し、可能な限り速やかに結論を得る。

・副業・兼業の場合の労災補償の在り方について、現在、労働政策審議会での検討が進められているが、引き続き論点整理等を進め、可能な限り速やかに結論を得る。

ii)生産性を最大限に発揮できる働き方に向けた支援

① 長時間労働の是正を始めとした働く環境の整備

・2019年4月から大企業に対して適用された罰則付きの時間外労働時間規制について、監督指導の徹底など、適切な施行に努める。あわせて、2020年4月からの中小企業への適用、2024年4月からの建設業や医師等への適用に向けて、相談体制の充実や制度の周知徹底、適用猶予期間においても、必要な法整備を含め、時間外労働の削減や労働者の健康確保のための取組を行うよう働きかけや支援を行うなど、円滑な法の適用に向けた取組を行う。

・適正な工期の確保や施工時期の平準化、技術者の配置要件の合理化等を図るとともに、建設キャリアアップシステムを活用した技能者や専門工事企業の能力評価制度を通じて処遇改善を図ることで、建設業の働き方改革を推進する。

[2]大胆な規制・制度改革

4. 国家戦略特区

(3)新たに講ずべき具体的施策

ii)更なる規制改革事項の追加

(資金の流動性の活性化)

④ デジタルマネーによる賃金支払い(資金移動業者への支払い)の解禁の早期実現

・賃金支払について、給与受取側のニーズやキャッシュレス社会実現に向けた要請を踏まえ、賃金の確実な支払などの労働者保護が図られるよう、資金移動業者が破綻した場合に十分な額が早期に労働者に支払われる保険等の制度の設計が具体化されることを前提に、資金移動業者の口座への賃金の支払を可能とすることについて、労使団体と協議の上、今年度、できるだけ早期に制度化を図る。その際、あわせて、諸外国の事例も参考にしつつ、マネーロンダリング等についてリスクに応じたモニタリングを行う。〈再掲〉

「規制改革実施計画」について

規制改革推進会議について

【所掌事務】

- (1) 経済に関する基本的かつ重要な政策に関する施策を推進する観点から、内閣総理大臣の諮問に応じ、経済社会の構造改革を進める上で必要な規制の在り方の改革(情報通信技術の活用その他による手続の簡素化による規制の在り方の改革を含む。)に関する基本的事項を総合的に調査審議すること。
- (2) (1)の諮問に関連する事項に関し、内閣総理大臣に意見を述べること。
- (内閣府本府組織令(平成12年政令第245号)より)

【委員名簿】

議長	大田 弘子	政策研究大学院大学教授
議長代理	金丸 恭文	フューチャー代表取締役会長兼社長グループCEO
	安念 潤司	中央大学法科大学院教授
	飯田 泰之	明治大学政治経済学部准教授
	江田 麻季子	世界経済フォーラム日本代表
	古森 重隆	富士フイルムホールディングス代表取締役会長兼CEO
	高橋 滋	法政大学法学部教授
	新山 陽子	立命館大学食マネジメント学部・教授
	野坂 美穂	多摩大学経営情報学部専任講師
	長谷川 幸洋	ジャーナリスト
	林 いづみ	桜坂法律事務所 弁護士
	原 英史	政策工房代表取締役社長
	森下 竜一	大阪大学大学院医学系研究科寄付講座教授
	八代 尚宏	昭和女子大学グローバルビジネス学部特命教授
	山本 正巳	富士通取締役シニアアドバイザー

平成28年9月12日付けで内閣総理大臣から経済社会の構造改革を進める上で必要な規制の在り方の改革(情報通信技術の活用その他による手続の簡素化による規制の在り方の改革を含む。)に関して規制改革推進会議に諮問がなされ、それに対する答申として「規制改革推進に関する第5次答申」を決定。これを踏まえ、政府として「規制改革実施計画」を閣議決定。

II 分野別実施事項

4. 保育・雇用分野

(3) ジョブ型正社員（勤務地限定正社員、職務限定正社員等）の雇用ルールの明確化の検討

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
4	ジョブ型正社員（勤務地限定正社員、職務限定正社員等）の雇用ルールの明確化の検討	<p>a 「勤務地限定正社員」、「職務限定正社員」等を導入する企業に対し、勤務地（転勤の有無を含む。）、職務、勤務時間等の労働条件について、労働契約の締結時や変更の際に個々の労働者と事業者との間で書面（電子書面を含む。）による確認が確実に行われるよう、以下のような方策について検討し、その結果を踏まえ、所要の措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 労働基準関係法令に規定する使用者による労働条件の明示事項について、勤務地変更（転勤）の有無や転勤の場合の条件が明示されるような方策 労働基準法（昭和22年法律第49号）に規定する就業規則の記載内容について、労働者の勤務地の限定を行う場合には、その旨が就業規則に記載されるような方策 労働契約法（平成19年法律第128号）に規定する労働契約の内容の確認について、職務や勤務地等の限定の内容について書面で確実に確認できるような方策 <p>b 無期転換ルールの適用状況について労働者や企業等へ調査するなどして、当該制度の実施状況を検証する。</p> <p>c 無期転換ルールが周知されるよう、有期労働契約が更新されて5年を超える労働者を雇用する企業は当該労働者に対して無期転換ルールの内容を通知する方策を含め、労働者に対する制度周知の在り方について検討し、必要な措置を講ずる。</p>	<p>a: 令和2年度検討開始、結論を得次第速やかに措置</p> <p>b,c: 令和元年度中調査を実施し、その結果を踏まえ検討開始</p>	厚生労働省

(6) 年休の取得しやすさ向上に向けた取組

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
11	年休の取得しやすさ向上に向けた取組	<p>a 年休の時間単位取得の制度導入を促進するため、制度を導入している企業の具体的事例の周知等を通じて制度の啓発及び普及に取り組む。</p> <p>b 年休の時間単位取得について盛り込まれた平成20年の法改正から相当程度の期間が経過していることを踏まえ、労働基準法第39条第4項に定める労働者の年休の時間単位取得について、取得日数など利用の実態を調査する等の現状把握を行った上で、年休の時間単位取得の有効な活用の在り方について検討する。</p> <p>c 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)に基づき企業が公表する情報項目に、年休の時間単位取得の制度の有無を加えることを労働政策審議会において検討する。加えて、企業の自主的な情報開示の促進に資するため、当該情報を女性の活躍推進企業データベースにも反映することも検討する。</p>	<p>a: 令和元年措置</p> <p>b: 令和元年度調査開始、調査結果を得次第、検討・結論</p> <p>c: 令和元年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置</p>	厚生労働省

5. 投資等分野

(4) フィンテックによる多様な金融サービスの提供

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
3	資金移動業者の口座への賃金支払	<p>資金移動業者の口座への賃金支払について、賃金の確実な支払等の労働者保護が図られるよう、資金保全が確実に行われているか等を管理する仕組み(資金移動業者が破綻した場合に、十分な額が早期に労働者に支払われる保険制度など)やその運用方法を関係者と協議・検討し、その仕組みが実現でき次第措置を講ずる。その際、確実な資金保全の必要性を越えた規制や、資金保全のための規制と重複した資本金規制など資金移動業者にとって過度に厳しい要件が設定され、将来の新規参入が阻まれることがないように留意するとともに、諸外国の事例も参考にしつつ、マネーロンダリング等についてリスクに応じてモニタリングを行う必要がある。</p>	<p>令和元年度、できるだけ早期に検討・結論・措置(資金保全の仕組みの実現が前提)</p>	<p>内閣府 金融庁 厚生労働省</p>

6. その他重要課題

(4) 副業・兼業、テレワークにおけるルールの見直し

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
4	副業・兼業の促進	厚生労働省は、労働者の健康確保や企業の実務の実効性の観点に留意しつつ、労働時間の把握・通算に関する現行制度の適切な見直しをすることについて、「副業・兼業の場合の労働時間管理の在り方に関する検討会」における議論を加速化し、結論を得た上で速やかに労働政策審議会において議論を開始し、速やかに結論を得る。	令和元年に検討会で結論、結論を得次第労働政策審議会で議論を開始し、速やかに結論	厚生労働省
5	テレワークの促進	a 時間外・休日・深夜労働について、テレワーク労働者のニーズ調査を実施する。 b aも踏まえつつ、「情報通信技術を利用した事業場外勤務の適切な導入及び実施のためのガイドライン」(平成30年2月22日厚生労働省)で長時間労働対策として示されている手法において、所定労働時間内の労働を深夜に行うことまで原則禁止と誤解を与えかねない表現を見直す。	a: 令和元年度着手、令和2年度措置 b: 令和2年度措置	厚生労働省